

都市計画平群町椿井地区地区計画

名称(地区名)	平群町椿井地区地区計画
位置	平群町大字椿井の一部
区域	計画図 表示のとおり
面積	約 7.3 ha
地区計画の目標	<p>本地区は国道 168 号線平群バイパスに面する優れた交通条件を有している。本計画では、この幹線道路沿道の立地条件を生かした沿道商業機能の増進を図るため、職住近接の暮らしやすい居住環境を確保しつつ、商業施設等の立地を誘導し、また、秩序ある沿道市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
土地利用の方針	<p>本地区の地区特性を考慮し、「店舗専用地区」及び「住商協調地区」に区分し、住環境に配慮した健全で良好な市街地の形成とともに、沿道商業地としての計画的な土地利用の誘導を図る。</p> <p>1. 店舗専用地区 国道 168 号線及び同平群バイパス沿道の立地条件を生かし、日常生活の利便に供する商業施設を計画的に誘導し、幹線道路沿道にふさわしい市街地の形成を図る。</p> <p>2. 住商協調地区 良好な住環境と商業環境が調和した土地利用を誘導し、利便性が高く暮らしやすい市街地環境の形成を図る。</p>
地区施設の整備の方針	本地区の健全な土地利用の増進と良好な市街地環境の形成を図るため、地区内に道路を適正に配置する。
建築物等の整備の方針	幹線道路沿道にふさわしい市街地環境の形成を図るため、建築物の用途、敷地規模、壁面の位置、形態又は意匠に留意して建築物等の誘導を行う。

地区整備計画

地区区分	名称 面積	店舗専用地区 5.7 ha	住商協調地区 1.6 ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に該当する建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2. 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、その他これらに類するもの 3. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 4. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 6. 学校 7. ホテル又は旅館 8. 自動車教習所 9. 床面積の合計が 15 m²を超える畜舎 10. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券販売場、その他これらに類するもの 11. カラオケボックスその他これに類するもの 12. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの 	<p>次の各号に該当する建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 神社・寺院・教会その他これらに類するもの 2. 学校 3. ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 4. ホテル又は旅館 5. 自動車教習所 6. 床面積の合計が 15 m²を超える畜舎 7. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券販売場、その他これらに類するもの 8. カラオケボックスその他これに類するもの 9. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの
		但し、この地区計画の決定の際、現に存する建築物、同建築物の用途の変更を伴わない建替え（現に存する建築物の全部又は、一部を除却し、新たに建築することをいう。）若しくは、増築又は工事着手されている建築物については、これらの規定は適用しない。	
建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ²	130 m ²
		但し、以下に該当する場合はこの限りでない。	
		<ol style="list-style-type: none"> 1. この地区計画の決定の際現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの 2. この地区計画の決定の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合 	
	建築物の壁面の位置の制限	<p>道路境界線から建築物の壁若しくはこれに代わる柱の位置までの距離は1m以上とする。 但し、下記のいずれかに該当するものについてはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m²以内であるもの。 2. 外壁等又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m 以下のもの 	
	建築物等の形態又は意匠の制限	設置することができる屋外広告物は美観風致を害さないものとし、設置場所は、自己敷地に限る。建築物の屋根及び外壁の色は原色を避け、周辺景観と調和した色彩とする。	
	【備考】	第2種住居地域	第2種住居地域

計画図

